

## 民生委員・児童委員の活動内容について

### 1. 位置づけ

- 「民生委員法」及び「児童委員法」に定められ、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員です。
- 民生委員は、「児童福祉法」(第16条)に基づき、児童委員を兼ねるとされています。
- 給与報酬は支給されません。

### 2. 理 念

- 民生委員・児童委員は、住民の立場に立った相談・支援活動を行い、また、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。
- 民生委員・児童委員は、地域のボランティアとして、社会奉仕の精神をもって社会福祉の増進に努めます。

### 3. 活動内容

- 民生委員・児童委員は調査、実態把握、相談支援を行います。  
→ 独り暮らし高齢者実態調査、避難行動要支援者調査 等
- 各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動など幅広い活動を行います。  
→ ふれあいサロン、災害時要配慮者支援 等
- 社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を提供します。
- 住民のそれぞれのニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプ役としての役割を果たします。

< 民生委員活動内容 ～ 民生委員法第14条抜粋 ～ >

- ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 福祉サービスを適切に利用するため必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ④ 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- ⑥ その他、住民の福祉の増進を図るため活動を行うこと。

<児童委員活動内容 ～ 児童委員法第 17 条抜粋 ～>

- ① 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- ② 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供をその他の援助及び指導を行うこと。
- ③ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ④ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- ⑤ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

#### 4. 民生委員児童委員協議会

- 市内には、10 地区の民生児童委員協議会があります。（「法定単位民協」という。）  
 【10 地区：耳成、香久山、鴨公、八木、畝傍、今井、真菅、金橋、新沢、白檀】

#### 5. 地区別委員定数

- 本市の民生委員・児童委員 … 232 名（R4.4.1 現在）  
 （地区担当民生委員・児童委員 210 名、主任児童委員 22 名）

地区名	委員数
耳成	40 (3)
香久山	7 (2)
鴨公	16 (2)
八木	15 (2)
畝傍	47 (3)
今井	10 (2)
真菅	33 (2)
金橋	16 (2)
新沢	11 (2)
白檀	15 (2)
合計【10地区】	210 (22)

( ) 内は、主任児童委員数

## 6. 民生児童委員協議会の活動

(1) 総会の開催（毎年5月末～6月初め）

(2) 定例会の開催

- 地区会長・女性部長会（毎月第1火曜）
- 10地区民生児童委員協議会

(3) 研修会の開催

- 市民生児童員協議会研修及び地区民生児童委員協議会研修
- 5部会研修（介護保険・高齢福祉・障がい者・児童・女性）
- 地区会長・女性部長会研修

(4) その他の活動

- 社会福祉協議会への協力  
→心配ごと相談事業、生活福祉資金貸付事業、共同募金、歳末たすけあい運動
- 独居老人の見守り
- ふれあい給食・ふれあいサロン・ふれあい交流会
- 地域福祉推進委員会行事への参加 等

<お問い合わせ先>

橿原市役所 福祉部 福祉総務課

電話 0744-46-9002

FAX 0744-25-7867

担当 地域福祉係 弓場・芳田・東嶋